

# 製品情報データシート

## (Products Information Data Sheet)

SDS制度では、密閉された状態で使用される製品は制度対象外であり、本製品はこれに該当します。したがって本記載内容は通常の取扱を対象としており、また、参考情報として提供されるもので保証するものではありません。

### 1. 化学品及び会社情報

製品名	マンガン乾電池（一次電池）
製品サイズ	R20, R14, R6, R03, R1, 6F22
会社名	東芝ライフスタイル株式会社
住所	〒212-0014 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310
電話番号	044-577-0142
FAX 番号	050-3385-0617

### 2. 危険有害性の要約

GHS分類	分類対象外
有害性	電池から漏出した電解液が皮膚に付着した場合、皮膚に障害を起こすおそれがある。また、目に入った場合、失明などの障害を伴うおそれがある。
危険性	電池を火中に投入したり、加熱したりすると破裂する危険性がある。電池を積み重ねたり、ごちゃ混ぜにしたりした場合、短絡により、発熱や破裂を引き起こすおそれがある。

### 3. 組成及び成分情報

主な成分(化学式)	CAS 番号	PRTR 法	質量/濃度範囲
二酸化マンガン(MnO <sub>2</sub> )	1313-13-9	第1種 412	17~35 質量%
アセチレンブラック(C)	1333-86-4	非該当	3~15 質量%
塩化亜鉛(ZnCl <sub>2</sub> )	7646-85-7	第1種 1	2~10 質量%
塩化アンモニウム(NH <sub>4</sub> Cl)	12125-02-9	非該当	0~10 質量%
亜鉛(Zn)	7740-66-6	非該当	10~40 質量%
鉛(Pb)	7439-92-1	第1種 304	0.05~0.15 質量%

### 4. 応急措置（製品から電解液が漏出した場合）

吸入した場合	電池の破壊により内容物から発生した蒸気を吸入した場合には、直ちに空気の新鮮な場所へ移動する。気分が悪いときは直ちに医師の診断、治療を受ける。
皮膚に付着した場合	電池の破壊により内容物が皮膚に付着した場合には、直ちに多量の清浄な水と石鹼で洗い流す。痛みがある場合には医師の診断、治療を受ける。
目に入った場合	電池の破壊により内容物が目に入った場合には多量の清浄な水で15分以上洗浄し、医師の診断、治療を受ける。
飲み込んだ場合	電池を飲み込んだ場合には、直ちに医師の処置を受ける。

## 5. 火災時の措置

- 消化剤 : 粉末消火剤、泡消火剤、炭酸ガス消火剤、大量の乾燥砂
- 特定の消化方法 : 初期火災において類焼を防ぐ目的で火の元近くの電池を可能な限り安全な場所に移す。このとき可能な限り風上より作業し、必ず保護具を着用する。(耐火手袋、保護マスク、保護メガネ、保護衣)
- 消火を行う者の保護 : 保護具(耐火手袋、保護マスク、保護メガネ、保護衣)を着ける。(給気式呼吸用保護マスクが望ましい)

## 6. 漏出時の措置 (製品から電解液が漏出した場合)

電池は内容物を容器で密閉しており、通常内容物が漏出することはない。しかし、機械的、電気的なストレスにより内容物が漏出した場合には、硼酸などの弱酸性を浸した布で拭き取り、空容器に回収する。その後、多量の水で洗い流す。作業の際には必ず保護具(特に保護メガネと保護手袋)を着用する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い : 電池本体へのハンド付けはしない。電池同士または他の導電体で端子間を接触させない。火中投入、分解、加熱、加圧変形、充電、落下は行わない。水中投下や海水に浸さない。
- 保管 : 直射日光、高温、高湿を避け、雨、水滴等で濡れない場所とし、温度はなるべく低い場所(温度 10~25°C、相対湿度 70%以下を推奨)保管する。また可燃性、発火性などの危険物が近くにない場所とする。可燃物、導電物との混触は厳禁。適切な消火設備を準備する。
- その他注意事項 : 製品カタログ、仕様書などに記載されている取扱い、保管上の注意事項を参照。

## 8. ばく露防止措置及び保護措置

- 呼吸器の保護 : 通常の使用状態では不要
- 目の保護 : 通常の使用状態では不要
- その他の保護具など : 通常の使用状態では不要

## 9. 物理的及び化学的性質

- 形状 : 円筒形  
強靭な金属缶に内容物が封入され、封口がなされている。
- pH : 水に不溶であり該当しない。
- 沸点／沸点範囲(°C) : 情報なし
- 融点(°C) : 情報なし
- 分解温度(°C) : 情報なし
- 引火点(°C) : 情報なし

## 10. 安定性及び反応性

複数個の電池を、端子に絶縁処置をせず、ごちやまぜにした場合、短絡する事により漏液、発熱、破裂する可能性がある。充電した場合、電池内部からのガス発生で電解液などが急激に噴出することがある。また、破裂の可能性がある。加熱、火中投入した場合、電池が破裂して電解液が飛散する可能性がある。分解した場合、短絡する事により漏液、発熱、破裂する可能性がある。

## 11. 有害性情報

化学物質は金属製の容器で密閉されているため有害性はない。

## 12. 環境影響情報

電池としての情報はなし

## 13. 廃棄上の注意

廃棄は法律、法令にしたがって行うこと。使用済み電池は基本的には「不燃ごみ」として廃棄してよいことになっているが、自治体によっては自主的判断に基づいて分別回収を行っているところもあり、廃棄の方法については各市町村の指示に従うこと。なお、廃棄時の注意事項は以下の通り。

- ・使用済み電池であっても電気エネルギーは残っている場合があるので、電池が短絡しないように電池の+、-端子部に絶縁テープを用いた絶縁や個別に整然に入れ電池同士が接触しないように収めた後に廃棄すること。
- ・電池が短絡しないように梱包し、水濡れを避ける。
- ・日本国外で廃棄する場合は各国自治体の指示にしたがって廃棄する。
- ・事業者である場合は、法律に従い事業者が産業廃棄物処理業者と契約した上で適正に処理すること。

## 14. 輸送上の注意

注意事項 :

輸送の際は、高温、高湿、結露を避ける。電池が短絡しないように梱包し、荷崩れしないように固定する。電池は、常温（45°C以下：10～25°C推奨）で温度変化の少なく、湿度は相対湿度70%以下の場所で保管する。コンテナは注意して扱い、電池に打痕が残るような衝撃は与えないこと。

国連番号及び国連分類：該当せず（非危険物）

マンガン乾電池は危険物輸送規則上の規制物質ではない。またIATAの要求事項としての特別規定A123を満足しているので通常貨物として輸送できる。ただし、航空輸送する場合は航空貨物運送状の物質の記述欄に、「Not restricted, as per Special Provision A 123」という文言を航空貨物運送状の物質または物質の記述欄に記載をしてください。

## 15. 適用法令

電池に関する法令は、最新の法令にしたがうこと。

- ・EU 電池指令(2006/66/EC, 2013/56/EU) (欧州)
- ・EU 電池規則(2023/1542) (欧州)
- ・EU REACH規則(欧州)
- ・水銀による環境汚染防止に関する法律(日本)

## 16. その他の情報

電池は、EPA(米国環境保護庁)が定義する「商品(Article)」に当たり、その使用化学物質は「商品」の一部として適用除外条件に該当するのでTSCA(化審法)の適用対象外となります。

個々の条件、用途、用法に応じた適切な対策を実施の上ご利用ください。また、本記載内容は作成時ににおける当社が入手できた資料、情報等に基づいて作成したものであり、新しい情報に改訂されることがあります。